

第III編

国家組織について

第I章

政治行政組織について

第18条 ブラジル連邦共和国の政治行政組織は、本憲法の諸規定に従い、全て自治権をもつ連邦、州、連邦区および市郡を包含する。

§ 1 ブラジリアは連邦の首都である。

§ 2 連邦直轄領は、連邦の一部を構成し、その創設、州への昇格または元の州への再統合は、補足法で規律される。

§ 3 諸州は、補足法により、直接に利害関係を有する住民の一般投票による承認、および国会の承認を経て、他州に合併するため、または新たな州もしくは連邦直轄領を形成するために、相互に吸収し、分割しまたは分離することができる。

§ 4 市郡の創設、吸収、合併および分割は、都市環境の歴史的連續性と統一性を維持し、州の補足法に定める要件に従って、州法によって行われ、かつ一般投票を経て、直接に利害関係を有する住民との事前協議に拠る。

第19条 次の事項は、連邦、州、連邦区および市郡に対して禁止される：

I - 宗教儀式または教会を設立してこれに補助金を交付すること、その運

當を妨害すること、またはこれらもしくはこれらの代表者と従属もしくは同盟の関係を維持すること。ただし、法律の形式において、公共の利益のための協力はこの限りでない；

II - 公文書に対して認証を拒むこと；

III - ブラジル人の間に差別または特權を設けること。

第II章 連邦について

第20条 下記のものは連邦の財産である：

- I - 現に連邦に帰属するものおよび連邦に帰属されるに至るもの；
- II - 法律に定める、国境、要塞および軍事建造物、連邦通信交通路の防衛ならびに環境保全に不可欠な未利用地；
- III - 湖水、河川および水流で、連邦の領域内にあるもの、または1州以上に亘る流域をもって、他国との境界をなすもの、または外国領土に達するもしくは外国領土から生じているもの、ならびに周辺の土地および河川浜；
- IV - 他国との境界地帯における河川内または湖水内の島嶼；海浜；海上および沿岸の島嶼で、第26条IIにいう地域を除いたもの；
- V - 海底大陸棚および排他的経済水域の天然資源；
- VI - 領海；
- VII - 海軍用地およびその隣接地域；
- VIII - 水力発電潜在力；
- IX - 地下のものを含む鉱物資源；
- X - 天然の地下洞窟および考古学的および先史学的区域；
- XI - 伝統的に原住民により占拠されている土地；
- § 1 - 法律の規定に従い、州、連邦区および市郡ならびに連邦の直接行政機関

に対して、石油または天然ガス、発電目的の水力資源および各々の領域内、海底大陸棚、領海または排他的經濟水域内における他の鉱物資源の開発の利益に対する参加、またはこの開発における財政的補償が、保障される。

§ 2 - 国境地帯として指定される、地上国境沿いの幅150キロメートルまでの地帯は、国土の防衛に根本的に重要なものとみなされ、その占拠と利用は、法律によって規律される。

第21条 次の権限は連邦に属する：

- I - 外国との関係を維持し、かつ国際組織に加入すること；
- II - 宣戦を布告することおよび講和をなすこと；
- III - 国の防衛を保障すること；
- IV - 補足法で定める場合、外国軍隊の国内通過または一時的国内滞在を許可すること；
- V - 戒厳事態、国土防衛事態および連邦の干渉を布告すること；
- VI - 兵器の生産および売買を認可し、かつ監督すること；
- VII - 通貨を発行すること；
- VIII - 国の通貨保有を管理し、金融的性格の取引、特に信用、為替、貯蓄ならびに保険および民間社会保障の取引を監督すること；
- IX - 領土の整備および経済的、社会的開発に関する国家計画ならびに地域計画を策定し、実施すること；
- X - 郵便役務および内国航空郵便を維持すること；
- XI - 直接に、または国の株式支配下にある企業への特許の下に、電話、通信、データ移送およびその他電気通信の公共事業を開発すること。ただし、連邦によって開発された公共電気通信網を通じて、私法上の団体が情報サービスを提供することは保障される；
- XII - 直接に、または認可、特許もしくは許可の下に次の事業を開発すること：
 - a) 音声放送、音声および映像放送の役務、ならびにその他電気通信役

務；

- b) 水力潜在力のある州との連合による電力の役務および設備ならびに水流の発電利用；
- c) 航空および宇宙航行ならびに空港のインフラストラクチュア；
- d) 内国港と国境間の、または州もしくは直轄領の境界を通過する、鉄道および水路運送役務；
- e) 州間または国際間の道路運送役務；
- f) 海港、河川港および湖港；

XIII- 司法権、検察庁ならびに連邦区および直轄領の公共弁護局を組織し、維持すること；

XIV- 連邦警察、連邦道路警察および連邦鉄道警察ならびに連邦区および直轄領の文民警察、軍警察および軍消防隊を組織し、維持すること；

XV- 全国的範囲の統計、地理、地質および地図作成に関する公役務を組織し、維持すること；

XVI- 指示的効果のために、公共娯楽ならびにラジオおよびテレビジョン番組の分類を行うこと；

XVII- 特赦を行うこと；

XVIII- 公共災害、特に旱魃と洪水に対する恒久的防止策を計画し、推進すること；

XIX- 水資源の管理の国家制度を制定し、その利用に関する権利の設定基準を定めること；

XX- 住宅、基礎衛生および都市交通を含む都市開発の指針を制定すること；

XXI- 全国交通網制度のための原則と指針を確立すること；

XXII- 海上、航空および国境警察の役務を執行すること；

XXIII- 次の原則と条件を遵守して、性質のいかんを問わず核役務および核設備を開発し、核鉱物およびその製品の調査、採掘および濃縮、再処理、製品化および売買に関する国の独占を実施すること：

- a) 国の領域内における全ての核活動は、国会の承認を経て、かつ平和

目的のためにのみ認められる；

b) 特許または許可制の下で、医学、農業、工業およびこれと類似の活動の研究と利用のために、放射性同位元素の使用が認可される；

c) 過失の存在にかかわりなく核による損害の民事責任；

XXIV- 労働の監督を組織し、維持し、執行すること；

XXV- 組合の形態において、鉱物採掘活動の実行のための地域および条件を定めること。

第22条 下記の事項に関する立法は、連邦の専権とする：

I - 民事、商事、刑事、訴訟手続、選挙、農地、海商、航空、宇宙および労働に関する法；

II - 公用収用；

III - 緊急時および戦時における、民事および軍事徴用；

IV - 水、エネルギー、情報、電気通信および放送；

V - 郵便役務；

VI - 通貨および度量衡制度。金属の銘柄および純度分保証；

VII - 信用、為替、保険および有価証券の移転に関する政策；

VIII - 外国貿易および州際取引；

IX - 国の運輸政策の指針；

X - 港湾、湖沼、河川および海上の航行、航空、宇宙航行の制度；

XI - 交通および輸送

XII - 鉱床、鉱山、その他鉱物資源および金属精練；

XIII - 国籍、公民権および帰化；

XIV - 原住民；

XV - 出移民、移入民、外国人の出入国、犯罪人引渡しおよび追放；

XVI - 国の雇用制度および職業に従事するための資格条件の組織；

XVII - 連邦区および直轄領の司法組織、検察庁および公共弁護局の組織、ならびにこれら地域の行政組織；

- XVIII- 国の統計制度、地図作成制度および地質制度；
- XIX- 貯蓄制度、民衆貯蓄の獲得および保証の制度；
- XX- コンソルシオ (consorcio) および抽選の制度；
- XXI - 軍警察および軍消防隊の組織、人員、武器、保障、招集および動員の一般規則；
- XXII - 連邦警察、連邦道路および鉄道警察の権限；
- XXIII- 社会保険；
- XXIV- 国民教育の指針および基準；
- XXV- 登記；
- XXVI- 性質のいかんを問わず核活動；
- XXVII- 政府の各種部門において、公権力により設立かつ維持されている財團を含む直接および間接の公共行政、およびその統制下にある企業のための入札ならびに契約締結の一般規範；
- XXVIII- 領土の防衛、領空の防衛、市民の防衛および国家動員；
- XXIX - 商業広告。

単項 補足法は、本条関連事項の特定の問題に関する立法権を州に授権することができる。

第23条 下記の事項は、連邦、州、連邦区および市郡に対し共通の権限とする：

- I - 憲法、法律および民主主義制度の擁護を監督し、公共財産を維持すること；
- II - 公衆保健および公的扶助ならびに身体障害者の保護および保障に留意すること；
- III - 歴史的、芸術的および文化的価値を有する文書、作品およびその他の財産、記念物、著名な自然風景ならびに考古学的区域を保護すること；
- IV - 美術作品およびその他の歴史的、芸術的または文化的価値を有する他の財産の散逸、破壊および属性の棄損を防ぐこと；
- V - 文化、教育および学術に対するアクセスの手段を供与すること；

- VI - 環境を保護し、あらゆる形態の汚染と闘うこと；
- VII - 森林、棲息動物および植物を保存すること；
- VIII - 農畜産を助成し、食料供給を組織化すること；
- IX - 住宅の建設ならびに居住条件および基礎衛生状態の改善計画を推進すること；
- X - 貧困の原因および周辺化の要因と闘い、恵まれない部門の社会的統合を促進すること；
- XI - 領域内の水資源および鉱物資源の調査ならびに開発の権利に関する特許を登録し、監督し、検査すること；
- XII - 交通安全のための教育政策を確立し、かつ実施すること。

単項 補足法は、全国的範囲における開発と福祉の均衡を目的として、連邦と州、連邦区および市郡の間の相互の協力の規範を定める。

第24条 下記の事項に関し競合的に立法する権限は、連邦、州および連邦区に属する：

- I - 租税、財政、監獄、経済および都市計画に関する法；
- II - 予算；
- III - 商業登記；
- IV - 裁判所の役務の費用；
- V - 生産および消費；
- VI - 森林、狩猟、漁撈、動物区系、自然保存、土壤および天然資源の保護、環境保護および汚染の統制；
- VII - 歴史的、文化的、芸術的、観光上および景観上の財産の保護；
- VIII - 環境、消費者、芸術的、美術的、歴史的、観光上および景観上価値を有する財産および権利に対する損害賠償責任；
- IX - 教育、文化、教授および体育；
- X - 少額裁判所の設置、機能および手続き；
- XI - 訴訟問題における手続き；

XII- 社会保障、保健および衛生；

XIII- 法律扶助および公共弁護役務；

XIV- 身体障害者の保護と社会的統合；

XV- 児童および青年の保護；

XVI- 文民警察の組織、保障、権利および義務。

§ 1 競合する立法分野において、連邦警察の権限は、一般的規範を制定することに限定される。

§ 2 一般的規範に関して立法する連邦の権限は、州の補足的な立法権限を排除しない。

§ 3 一般的規範に関して連邦法が存在しない場合には、州はその特殊事情に応ずるため、完全な立法の権限を行使する。

§ 4 一般的規範に関する連邦の後法は、これに反する範囲において、州法の効力を停止する。

第III章

連邦諸州について

第25条 州は本憲法の原則を遵守して、州の採択する憲法および法律により組織され、かつ統治される。

§ 1 本憲法により州に対して禁止されていない権限は、州に留保される。

§ 2 州は、直接に、または州企業への特許の下に、排他的な配給にもとづいて、現地で、送管ガスの供給役務を開発することができる。

§ 3 州は、補足法によって、共通の利益をもつ公共役務の組織、計画および執行を統合するため、隣接の市郡の結合により形成される諸都市と零細地域から成る大都市圏を設定することができる。

第26条 州の財産には次のものが含まれる：

- I - 流動、露呈および貯留している地上または地下の水。ただし、貯留の場合、法律の形式に従い、連邦の工事によるものは除く。
- II - 州の領域内にある海上および沿岸の島嶼に所在する地域。ただし、連邦、市郡または第三者の所有にあるものは除く；
- III - 連邦に帰属していない河川内および湖水内の島嶼；
- IV - 連邦の未使用地に含まれていない未開地。

第27条 州議会の議員数は、連邦下院における州の議員定数の3倍に相当する数とし、かつ、その数が36人に達するときは、連邦下院議員の数が12人をこえた数だけ増加する。

- § 1 州議会議員の任期は4年であり、これには本憲法の選挙制度に関する規定、議員の身分の不可侵権、免責特権、報酬、議員資格の喪失、賜暇、欠格事由および国軍への編入の規則が適用される。
- § 2 州議会議員の歳費は、150条のII、153条のIIIおよび153条§ 2のIの規定を遵守して、州議会が各会期において次期会期について定める。
- § 3 州議会は、その内規、警務および事務局の管理業務について定め、かつ、各任務を分担する権限を有する。
- § 4 法律は、州の立法手続における人民発議について規定する。

第28条 州知事および副知事の任期は4年で、その選挙は、前任者の任期終了の90日前に行われ、かつ就任はでき得るかぎり第77条の規定を遵守して、次年度の1月1日に行う。

単項 直接または間接の公行政機関における他の職または職務に就く知事は、資格を喪失する。ただし、公開選抜試験による就任の場合を除き、かつ第38条のI、IVおよびVの規定を遵守する。

第IV章 市郡について

第29条 市郡は、最低10日の期間を置く2回の投票にもとづき、かつ市議会議員の3分の2により承認された市郡組織法により統治される。市議会は、本憲法、当該州の憲法において確立された原則および下記の規律に留意して、市郡組織法を公布する：

- I - 市長、副市長および市議会議員の任期は4年で、その選挙は、直接投票により、かつ全国一斉に行われる；
- II - 市長と副市長の選挙は、20万人以上の選挙人を有する市郡の場合、第77条の規則が適用され、前任者の任期終了の90日前までに行われる；
- III - 市長および副市長は、選挙の翌年の1月1日に就任する；
- IV - 市郡の人口に相応する市議会の議員数は、下記の制限を遵守する：
 - a) 住民が100万人までの市郡では、最低9人、最高21人；
 - b) 住民が100万人以上、500万人未満の市郡では、最低30人、最高41人；
 - c) 住民が500万人以上の市郡では、最低41人、最高55人；
- V - 市長、副市長および市議会議員の歳費は、第37条のXI、第150のII、第153条のIIIおよび第153条§2のIの規定に従い、市議会が、各会期において、次期会期について定める；
- VI - 職務行使中および市郡管内における市議会議員の意見、発言および表決についての不可侵；
- VII - 該当する場合、本憲法における国會議員および当該州の憲法における州議会議員についての規定と同様の、議員の職務行使中の禁止行為および兼職禁止事項；
- VIII - 州高等裁判所における市長の裁判；
- IX - 市議会の立法と監査の機能の組織；

- X - 市の計画における代表職能団体の協力；
- XI - 少なくとも選挙人の 5 % の意思表示による、市郡、都市部 (cidade) または地区の特定利益に関する法案の人民発議；
- XII - 第28条単項の規定に従い、市長の資格喪失。

第30条 次の権限は市郡に属する：

- I - 地域的利益の事項に関して、立法すること；
- II - 該当する場合、連邦法および州法を補足すること；
- III - 市郡の権限に属する租税を設定し、徵収し、その収入を使用すること。
ただし、法律が定めた期間に会計報告をなし、収支決算書を公示する義務は妨げない；
- IV - 州法に従い、管区を創設し、組織し、かつ廃止すること；
- V - 直接にまたは特許もしくは許可制の下に、公共輸送を含む地域的利益に関して基本的性格を有する公役務を、組織し、かつ提供すること；
- VI - 連邦および州の技術的、財政的協力を得て、学齢前の教育および基礎教育の計画を維持すること；
- VII - 連邦および州の技術的、財政的協力を得て、住民の保健に対する役務を提供すること；
- VIII - 該当する場合、都市の土地の使用、分割および占拠に対する計画と統制を通じて、適切な土地整備を促進すること；
- IX - 連邦および州の法律または監督行為に従い、地域の歴史的・文化的財産の保護を促進すること。

第31条 市郡の監査は、法律に定めるところに従い、市郡立法府の行う外部統制と市郡行政府が行う内部統制をもって実施される。

§ 1 市議会の外部統制は、州の会計検査院または市郡の助力の下に、また、市郡に会計検査院もしくは会計審議会があるところでは、その助力の下に行われる。

§ 2 市長が毎年提出すべき会計報告に関して、権限ある機関が発した事前の意見書は、市議会議員の三分の二の表決をもってのみその効力を停止することができる。

§ 3 市郡の会計報告は、検査および評価のため、毎年、60日間すべての納税者の利用に供せられ、納税者は、法律の規定に従い、その合法性を質疑できる。

§ 4 市郡の会計検査院、会計審議会または機関の創設は禁止される。

第V章

連邦区および直轄領について

第I節 連邦区

第32条 連邦区は、市郡に分割することを禁じられ、最低10日の期間を置く2回の投票にもとづき、かつ連邦区議会の三分の二により承認された連邦区組織法により統治される。連邦区議会は、本憲法において確立された原則に留意して、連邦区組織法を公布する。

§ 1 州および市郡に留保された立法権限は、連邦区に帰属する。

§ 2 第77条の規則に従う知事および副知事の選挙ならびに連邦区議会議員の選挙は、同一の任期を有する州知事および州議会議員と同時に行われる。

§ 3 連邦区議員および連邦区議会に対して、第27条の規定が適用される。

§ 4 連邦法は、連邦区行政府による文民警察、軍警察および軍消防隊の使用について定める。

第II節 直轄領について

第33条 法律は直轄領の行政組織および司法組織について定める。

- § 1 直轄領は市郡に分割することができ、該当する場合、本編第IV章の規定が適用される。
- § 2 直轄領行政府の会計報告は、連邦会計検査院の事前の意見書とともに、国会に送付される。
- § 3 住民が10万人以上の連邦直轄領においては、本憲法の規定に従って任命される知事の他、第1審および第2審の裁判機関、検察庁の成員および連邦公共弁護官を有する。直轄領議会 (Camara Territorial) の選挙およびその議決権限は法律が定める。

第VI章 干渉について

第34条 連邦は、州および連邦区に干渉しない。ただし、次の場合を除く：

- I - 国の統合を維持するため；
- II - 外国の侵入または連邦の一構成単位の他の構成単位への侵入を撃退するため；
- III - 公の秩序の重大な危険を終結するため；
- IV - 連邦構成単位の権限の自由な執行を保障するため；
- V - 下記の場合、連邦構成単位の財政再建のため：
 - a) 公債の支払いを連續2年以上にわたって停止した場合。ただし、不可抗力の場合はこの限りでない；
 - b) 法律に定められた期間内に、本憲法に定めた徵収税の市郡への引渡しを怠った場合；
- VI - 連邦法、裁判所の命令または決定を執行するため；
- VII - 次の原則の遵守を保障するため：
 - a) 共和国政体、代表制および民主主義制度；
 - b) 人権；

- c) 市郡の自治；
- d) 直接および間接の公行政の会計報告の提出。

第35条 州は管内の市郡に干渉せず、また、連邦も連邦直轄領内の市郡に干渉しない。ただし、次の場合を除く：

- I - 不可抗力の理由による場合を除いて、市郡債の支払いを連續して2年以上にわたって停止した場合；
- II - 法律の形式に従って、義務とされる会計報告が提出されない場合；
- III - 市郡の税収入から要求される最低額を、教育の維持と発展のために充当しない場合；
- IV - 州憲法に示された諸原則の遵守を保障する、または法律、裁判所の命令もしくは決定の執行を請求する申立てを、州高等裁判所が受理する場合。

第36条 干渉の布告は、下記に基づいて行われる：

- I - 第34条のIVの場合には、強制もしくは妨害を受けた立法府または行政府の要請にもとづき、また、強制が司法府に対して行われたときは、連邦最高裁判所の要請にもとづき；
- II - 裁判所の命令または決定に従わない場合には、連邦最高裁判所、高等連邦裁判所または選挙高等裁判所の要請にもとづき；
- III - 第34条のVIIの場合、連邦最高裁判所による、連邦検事総長の申立ての受理にもとづき；
- IV - 連邦法の執行の拒否の場合、高等連邦裁判所による、連邦検事総長の申立ての受理にもとづき。

§ 1 干渉のデクレトは、干渉の範囲、期間および施行条件を明記し、かつ該当する場合には、執政官を任命し、24時間以内に、国会または州議会の承認に付託される。

§ 2 国会または州議会が会期中でない場合は、同じく24時間以内に、臨時に

招集される。

§ 3 第34条のVIおよびVIIまたは第35条のIVの場合には、国会または州議会の承認は免除され、デクレトにもとづく措置が正常状態を回復するに充分であれば、これは異議申立がなされた行為の執行の停止のみに限定される。

§ 4 干渉の事由が終止したときは、離職させられた官憲は、法的欠格事由のない限り、その職務に復帰する。

第VII章

公共行政について

第I節 一般規定

第37条 直接、間接または財団の形態の公共行政は、連邦、州、連邦区および市郡のいずれの権力のものであるかを問わず、法適合性、非人格性、道徳性、公共性の諸原則を遵守し、かつ下記の事項に従う：

I - 公職、雇職および職務は、法律に定める要件を備えるブラジル人が就くことができる；

II - 公職または雇職への任命は、公開選抜試験または試験と資格による事前の承認にもとづく。ただし、法律において自由任免職と宣言された嘱託職の任命はこの限りでない；

III - 公開選抜試験の有効期間は2年までとし、1回に限り同一期間の延期が可能である；

IV - 招集の公告に定める延期不能の期間において、公開選抜試験または試験と資格により承認された者は、序列において、公職または雇職に就くため新規に選抜された者に対し優先的に招集される；

V - 嘱託職および信任職には、法律に定める場合と条件において、技術的または専門的経験を保持する公務員が、優先的に従事する；

- VI - 文民公務員に対し、自由な組合結成の権利が保障される；
- VII - 同盟罷業の権利は、補足法に定める範囲と制限において行使される；
- VIII - 法律は、身体障害者に対する公職および雇職の一定率を保障し、その採用基準を定める；
- IX - 法律は、例外的な公共利益の一時的必要性を満たすため、特定期間の契約の場合を定める；
- X - 公務員の報酬の一般的改訂は、文民公務員と軍人公務員の間に率の差別なく、常に同じ日に行われる；
- XI - 法律は、公務員の報酬の上限額および最高額と最低額の比率を定める。この場合、特に、国会議員、国務大臣および連邦最高裁判所判事ならびに州、連邦区および直轄領でこれらに相当する官職に就く者が、名目の如何を問わず報酬として受け取る額を、当該三権府での上限額とし、および、市郡においては、特に、市長が報酬として受け取る額を上限とする；
- XII - 立法府および司法府の職の俸給は、行政府によって支払われる俸給を超えてはならない；
- XIII - 公務員の報酬の効力のため、俸給の拘束または均等化は禁止される。ただし、前号および第39条§ 1に規定する場合を除く；
- XIV - 公務員が受け取る現金の追加は、同じ名目または同じ理由の下に、その後の追加金の給付のために、算定され、また累加されることはない；
- XV - 文民および軍人の公務員の俸給は、減額不能であり、かつ報酬は第37条のXI、XII、第150条のII、第153条のIIIおよび第153条§ 2のIの規定に従う；
- XVI - 勤務時間が両立する下記の場合を除いて、公職の報酬の累加は禁止される：
- 2つの教授職の兼任；
 - 教授と他の技術的または学術的職の兼任；
 - 医師の2つの排他的職の兼任。

XVII- 累加禁止の規定は、雇職および職務にも及び、かつ公権力により維持されている独立行政機関、公社、公私合弁会社を含む；

XVIII- 国庫行政およびその監督職員は、法律の規定に従い、その権限と管轄内において、他の行政部門に対し優位を有する；

XIX- 公社、公私合弁企業、独立行政機関または公的財団は、特別法によってのみ設立される；

XX- 前号にいう団体の補助金の創設およびそのいずれかの団体の私企業に対する参加は、各々の場合、法律による認可にもとづく；

XXI- 法律に特定する場合を除いて、工事、役務、買付けおよび譲渡は、法律の規定に従い、公共の入札手続を経て契約され、これは、支払い義務を定める条項の下に、入札の有効条件が維持されるとき、すべての参加者に条件の平等を保障し、債務履行の保障に不可欠の技術的および経済的資格の要求のみが容認される；

§ 1 公共機関の行為、計画、工事、役務、運動の宣伝は、教育、情報供与または社会的指導の性格を有するものでなくてはならず、いずれも官憲または公務員の個人的宣伝の性格をもつ名称、象徴または肖像を有してはならない；

§ 2 II および III 号の規定に従わない場合、法律の規定により、責任ある官憲の行為の無効および処罰をもたらす；

§ 3 公役務の提供に関する異議申立ては法律において規律される；

§ 4 行政上の不誠実な行為は、法律に定める形式と分類に従い、参政権の停止、公務の喪失、財産の譲渡不能および国庫に対する損害賠償を生ずる。ただし、該当する刑事訴訟を妨げない；

§ 5 法律は、公務員であると否とを問わず、国庫に損害を与えた何れかの機関の不法行為に対し、時効の期間を定める。ただし、該当する損害賠償の訴訟は除く；

§ 6 公役務を提供する公法上および私法上の法人は、その機関が、その資格において、第三者に与えた損害について責任を負う。ただし、故意または

過失による場合には、責任者に対し求責権が保障される。

第38条 選挙職に就く公務員には、下記の規定が適用される：

- I - 連邦、州または連邦区の選挙職の場合、公務員の職、雇職または職務から離職する；
- II - 市長の地位に就任する場合、職、雇職または職務から離職し、その報酬について選択権が与えられる；
- III - 市議会議員の地位に就任する場合、勤務時間が両立するのであれば、選挙職の報酬を妨げず、職、雇職および職務の利益を享受する。また、勤務時間が両立しないときは、前号に定める基準が適用される；
- IV - 選挙職に就くため離職が要請されるいかなる場合にも、その勤務期間は、勤務成績による昇任の場合を除いて、すべての法的効果のために算入される；
- V - 離職の場合、社会保険の保障効果のために、額は在職していたものとして決定される。

第2節 文民公務員について

第39条 連邦、州、連邦区および市郡は、その管轄内で、直接行政機関、独立行政機関および公的財団の公務員に対する唯一の法的制度と年功計画を制定する。

§ 1 法律は、直接行政機関の公務員に対し、各権力府内または行政権、立法権および司法権の公務員間の、同一または類似の権限を有する職務に対する俸給の均等性を保障する。ただし、個人的性格の利益および労働の性質または場所に関するものはこの限りでない。

§ 2 上記の公務員に対しては、第7条のIV, VI, VII, VIII, IX, XII, XIII, X, V, XVI, XVII, XVIII, XIX, XX, XXII, XXIIIおよびXXXの規定が適用される。

第40条 公務員は次の場合、年金付退職する：

- I - 恒久的不具廃疾の場合。勤務中に発生した事故、職務上の疾患または法律で特に定められた伝染病もしくは不治の重大な疾病的ときは、全額支給、およびその他の場合には比例した額を支給；
- II - 年齢が70歳に達したときは、勤続年限に比例した支給額により、強制的に；
- III - 自発的に：
 - a) 男性公務員については35年、また女性公務員については30年勤続した場合、全額支給；
 - b) 教職の実質的勤務が、男性教師30年、女性教師25年に達したときは、全額支給；
 - c) 男性公務員については30年、また女性公務員については25年勤続したとき、勤続年限に比例した額の支給；
 - d) 年齢が男子65歳、女子60歳に達したとき、勤続年限に比例した額の支給。

§ 1 補足法は、苛酷、不健康または危険とみなされる活動に従事する場合において、本条III号a) およびc) の規定の例外を設けることができる。

§ 2 法律は、臨時の職および雇職における年金付退職について定める。

§ 3 連邦、州または市郡の公務員の勤続年限は、年金付退職および待命休職の効果のために、全て、算入される。

§ 4 年金付退職の支給額は、現職の公務員の報酬が変更されるときは常に、同一の比率でかつ同一の日に改訂される。また、現職の公務員に対し爾後に与えられた一切の利益または恩典は、法律の形式において、年金付退職時の職もしくは職務の変更または再編成から生じた場合を含め、休職者にも拡張される。

§ 5 死亡年金の利益は、前項の規定に従い、法律に定める限度まで、死亡した公務員の俸給または支給額の全額に相当する。

第41条 公開選抜試験によって任命された公務員は、2年の勤続年限の後、身分が保障される。

§ 1 身分保障を得た公務員は、本人に対し充分な弁護が保障される裁判所の確定判決または行政訴訟によらない限り、解職されることはない。

§ 2 裁判所の判決により、身分保障を有する公務員の解職が無効とされた時は、該公務員は復職し、また、その公務員の地位を占めていた者は、補償の権利が認められず、元職に復帰せられるか、他の職に任用され、または待命となる。

§ 3 職が廃止されまたは不必要と宣言されたとき、身分保障を有する公務員は、他の職務において任用されるまで、有給待命となる。

第III節 軍人公務員について

第42条 国軍の構成員は、連邦公務員とし、州、直轄領および連邦区の軍警察および軍消防隊の構成員は、各州、直轄領および連邦区の公務員とする。

§ 1 固有の特権、権利および義務を伴う軍人の官位は、国軍、州、直轄領および連邦区の軍警察および軍消防隊の現役、予備役または退役の士官に対して完全に保障され、その称号、階級および制服の排他的使用が認められる。

§ 2 国軍士官の官位は、共和国大統領が授与し、州、直轄領および連邦区の軍警察および軍消防隊の士官の官位は、それぞれの知事が与える。

§ 3 現役軍人で、常設の文民公務員の公職を受諾した者は、予備役に編入される。

§ 4 間接行政のものであっても、選挙職でない、臨時の公職、雇職または職務を受諾した現役軍人は、在職中である限り、当該人事名簿に加えられ、かつ先任順位によって昇進できる。その際、勤務期間は、その昇進および予備役の編入のためにのみ算入され、予備役編入は、継続的であると否とを問わず、2年間の離職の後になされる。

§ 5 軍人に対しては、組合結成および同盟罷業を禁止する。

§ 6 軍人は、現役で軍務に従事している間、政党に加入することができない。

§ 7 国軍士官は、平時において常設軍事裁判所、また、戦時においては特別裁判所の決定により、士官職にはふさわしくないまたは両立しないと宣告された場合に限り、その地位および官位を失う。

§ 8 普通裁判所または軍事裁判所における確定有罪判決により、2年を超える自由刑に処せられた士官は、前項に定める判決に従う。

§ 9 法律は、軍人公務員の予備役編入のための年齢制限、身分保障およびその他の条件について定める。

§10 本条にいう公務員およびその年金付退職者に対しては、第40条§ 4 および§ 5 の規定が適用される。

§11 本条にいう公務員に対しては、第7条のVIII, XII, XVII, XVIIIおよび, XIXの規定が適用される。

第IV節 地域について

第43条 行政上の効果のために、連邦は、開発と地域格差の縮小を目的として、同じ経済地理的および社会的複合体においてその活動を結合することができる。

§ 1 補足法は、下記の事項について定める：

I - 開発地域の統合のための諸条件；

II - 経済社会開発の国家計画を構成し、これと共に承認される地域計画を、法律に従い、実施する地域組織の編成。

§ 2 地域助成措置は、法律に定めるところに従い、特に、下記のものを包含する：

I - 公権力の責任にもとづく料金、運賃、保険、その他の費用および価格の項目の均等；

II - 優先的活動の融資に対する優遇金利；

III - 自然人および法人が支払う連邦税の一時的免税，軽減または延期；

IV - 定期的旱魃をこうむる低所得地域の河川および堰止めされたまたは堰止めが可能な水量の経済的，社会的利用に対する優先。

§ 3 § 2 のIVにいう地域において，連邦は，不耗地の回復を助成し，その耕地に水源および小灌漑施設を設置するため，中小農地所有者と協力する。